

大阪広域環境施設組合規則第15号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成27年規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<u>（災害応急作業等派遣手当）</u> <u>第7条</u> <u>条例第8条第1項に規定する組合規則で定める職員は、同項に規定する区域を管轄する地方公共団体から同項に規定する作業又は業務に対する給与その他の給付の支給を受ける職員とする。</u>	[新設]
<u>第8条～第11条</u> [略]	<u>第7条～第10条</u> [同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。